

大阪第6地方合同庁舎（仮称）

へリポート設置事業

事後調査計画書

令和3年4月

PFI 大阪第6合同庁舎株式会社

目 次

1. 事業者の氏名及び所在地	1
2. 対象事業の名称	1
3. 対象事業の実施場所	1
4. 対象事業の実施計画	3
4.1 工事の予定	3
4.2 施設の供用開始予定時期	3
5. 環境保全のための措置	4
6. 対象事業に係る事後調査の項目及び手法・期間	5
6.1 調査の目的	5
6.2 調査計画	5
7. 事後調査報告書の提出時期	7

1. 事業者の氏名及び所在地

名称 PFI 大阪第6 合同庁舎株式会社

氏名 代表取締役 川村 彰

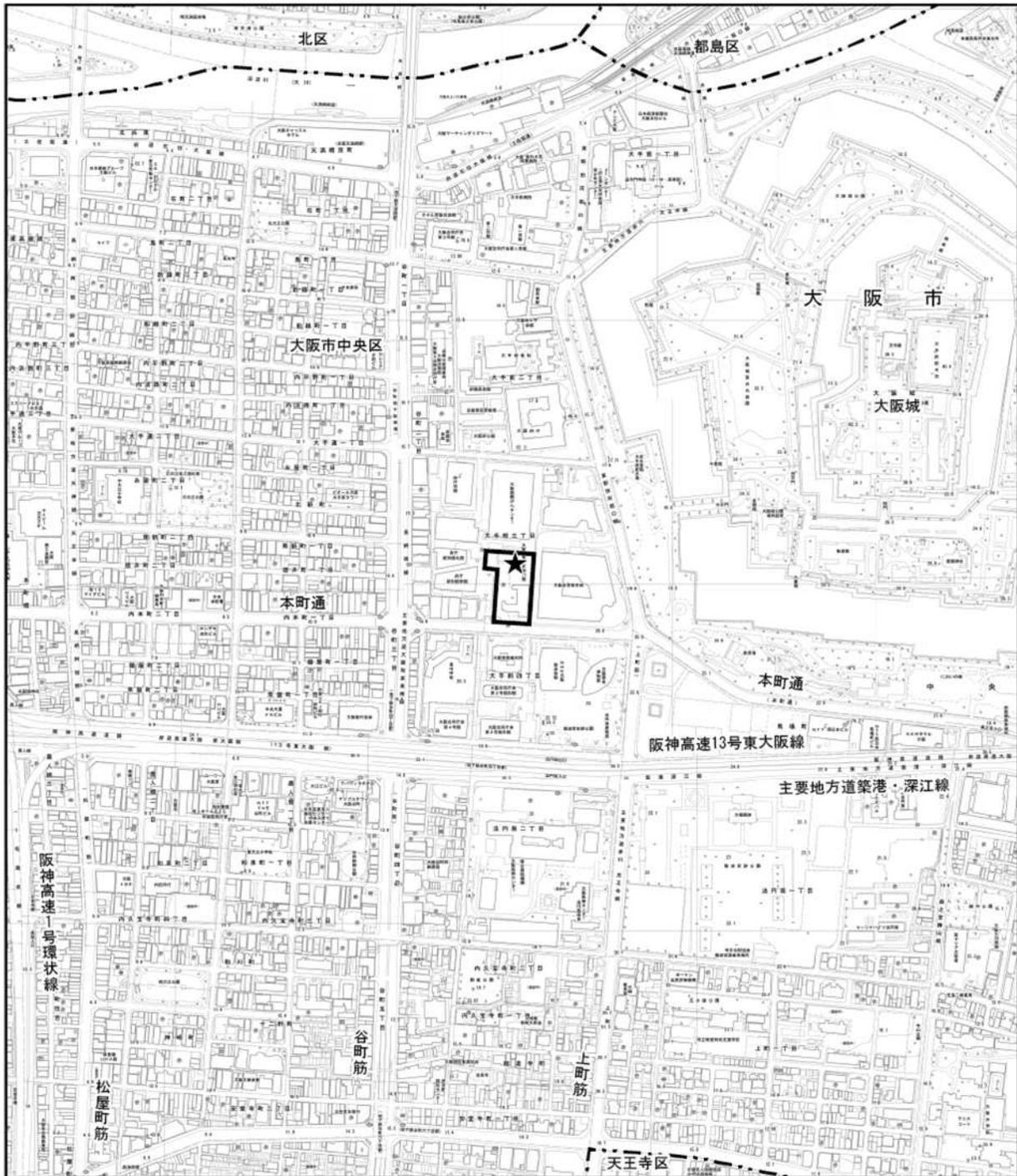
所在地 大阪府大阪市北区中之島3 丁目6 番32 号

2. 対象事業の名称

大阪第6 地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業

3. 対象事業の実施場所

本事業の実施場所は図 3.1 に示すとおりであり、大阪府中央区に現在建設中の大阪第6 地方合同庁舎（仮称）の屋上に、非公共用ヘリポートを整備するものである。

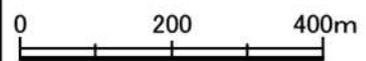


凡例

★ : 事業計画地

□ : 大阪第6地方合同庁舎(仮称)の敷地境界

--- : 区界



1:10,000

図 3.1 事業計画地の位置

4. 対象事業の実施計画

4.1 工事の予定

計画ヘリポートの工事の概略工程は表 4.1 に示すとおりである。

計画ヘリポートは、大阪第6 地方合同庁舎（仮称）の庁舎屋上に設置される。したがって、庁舎工事の屋上躯体構築後にヘリポート工事に着手する。

計画ヘリポートの工事は、施工時期により、鉄骨工事、床・手摺工事及び付帯設備等工事に大別できる。鉄骨工事はヘリポートの鉄骨フレームを構築する工事、床・手摺工事は金属製の床、手摺を設置する工事、付帯設備等工事は、離着陸帯等の標識、風向指示器、消火施設等を設置する工事である。

庁舎工事の屋上躯体構築後、ヘリポートの鉄骨工事を行う。その後、周囲の庁舎工事の施工状況を考慮して、床及び手摺を設置し、最後に付帯設備等工事を施工する。鉄骨はトレーラーまたはトラックで敷地内に搬入し、タワークレーンで引き上げ及び組み立てを行う。床、手摺の資材はトラックで敷地内に搬入後、タワークレーンで引き上げる。付帯設備等は主として工事用エレベーターで引き上げる。

なお、計画ヘリポートの床は金属製であるため、ヘリポート工事ではコンクリートミキサー車は発生しない。また、トレーラーの台数は延べ 10 台程度、トラックの台数は延べ 20 台程度を予定している。

これらの工事に要する期間は、約 5 ヶ月の計画である。

表 4.1 工事の概略工程

工事内容		令和3年				令和4年											
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
計画ヘリポート の工事	鉄骨工事		←→														供用開始 予定
	床・手摺工事				←→												
	付帯設備等工事				←→												
	検査													←→			

4.2 施設の供用開始予定時期

本事業の供用開始予定時期は、令和4年9月である。

5. 環境保全のための措置

本事業は現在工事中の大阪第6地方合同庁舎（仮称）の屋上に新たにヘリポートを設置するものであり、工事の規模は小さく工事の期間も短いことから、建設工事に関しては周辺への影響は小さいと考えられる。

本事業の供用開始後について、以下の環境保全対策を講じ、周辺地域への影響を出来る限り低減するよう努める。

表 5.1 環境保全措置の概要

項 目	環境保全のための措置の概要
供用 開始後	騒音・低周 波音 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポートの運用時間は原則として日出又は7時の遅い方から日没又は19時の早い方までとし、離着陸訓練については実施時間帯に配慮する。 ・北側の進入表面下に環境保全施設が存在することから、気象条件を考慮しながら飛行の安全性を保持した上で可能な限り東側の進入表面から着陸及び離陸を行う。 ・ヘリコプター運航にあたっては、計画飛行ルートを遵守してPCAの下限高度近くの高度で飛行すること、北側進入表面については飛行の安全性に配慮しながら速やかに高度を上昇させること等により、飛行ルートと環境保全施設との距離の確保に努める。 ・ヘリコプター搭乗後の目的地・経路等に関する搭乗者間での簡易打合せ等の時間を短縮すること等により、ヘリポートにおける待機時間を3分程度まで短縮するよう努める。 ・ヘリコプターの運航会社がこれらの事項を確実に実施するよう運航管理者に要請し、実効性を継続的に確保する。 ・低周波音の予測結果は建具のがたつき閾値を上回り、一部屋内でも圧迫感・振動感を感じる可能性があることから、供用後の事後調査において屋内での低周波音の測定や苦情等の問題が発生していないか確認し、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を講じる。 ・事後調査において、調査対象施設のご協力が得られる場合には、屋内での低周波音の測定を実施する。 ・近畿地方整備局が防災ヘリコプターとして使用するヘリコプターの更新に際しては、性能等による選定が主となるが、騒音及び低周波音の発生抑制にも留意して選定するよう努める。

6. 対象事業に係る事後調査の項目及び手法・期間

6.1 調査の目的

本調査は、施設供用後に本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、評価の指針に照らして本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどにより、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

6.2 調査計画

(1) 調査項目等

事後調査の調査項目等は表 6.1 に示すとおりであり、施設供用後に、ヘリコプターの着陸時、待機時、離陸時の騒音・低周波音及びヘリコプターの運航実績の調査を実施することとする。

表 6.1 事後調査の内容

項目		事後調査の手法	事後調査の時期・期間及び頻度
航空機騒音	・単発騒音暴露レベル (L_{AE})	<ul style="list-style-type: none"> 調査地点 事業計画地周辺で対象事業の影響が比較的大きく、ヘリコプター飛行時に確実にデータを取得できる地点とする。(図 6.1 参照) 調査方法 「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日、環境庁告示第 154 号)、日本産業規格 Z 8731 に定める環境騒音の表示・測定方法に準拠する。 	供用開始後の適切な時期に 1 回実施する。
航空機の低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 音圧レベルの最大値 (L_{max}) G 特性音圧レベルの最大値 (L_{Gmax}) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地点 事業計画地周辺で対象事業の影響が比較的大きく、ヘリコプター飛行時に確実にデータを取得できる地点とする。苦情の有無など現地の状況に応じ、調査対象施設の協力が得られた場合には、屋内での測定を実施する。(図 6.1 参照) 調査方法 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁) に準拠する。 	供用開始後の適切な時期に 1 回実施する。
ヘリコプターの運航実績		<ul style="list-style-type: none"> 調査方法 飛行 1 回毎に以下の項目を記録する。 <ul style="list-style-type: none"> 飛行日・離着陸の時刻(待機時間が長い場合はその理由)・飛行機種・飛行内容(目的)・離着陸の方向(東側又は北側、北側の場合はその理由)・飛行目的地 	供用開始から 1 年間

注) 調査地点については事後調査時点における新型コロナウイルス感染症などの社会情勢や各地点の状況に応じて変更となる可能性がある。



凡例

● : 調査地点

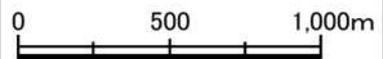
- 1: 追手門学院小学校
- 2: 大手前病院
- 3: 大阪府立大手前高等学校
- 4: 大阪国際がんセンター
- 5: 大阪市立東中学校
- 6: 大阪城公園

※新型コロナウイルス感染症などの社会情勢や各地点の状況に応じて変更となる可能性がある。

A → E
○ → ○ : ヘリコプターの調査時飛行ルート(A-B-C-D-E間、往復)

■ : ヘリコプターの安全表面

--- : 区界



1:25,000

図 6.1 調査地点位置図

(2) 調査結果の評価の方法と対策

事後調査結果については、環境影響評価書の環境保全目標との対比や、予測結果、現況データ、予測の前提条件等との比較により、対象事業の環境影響の程度を評価する。

なお、評価の結果、対象事業により顕著な環境影響があると認められた場合には、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。

7. 事後調査報告書の提出時期

事後調査終了後、結果を報告書としてとりまとめ提出する。